

各 位

福岡県朝倉市馬田 1 9 5 5 - 1

特定非営利活動法人にここプラットホーム

理事長 鹿毛哲也

Tel0946-24-2507 fax0946-24-2596

Email:banbi_ceo@ybb.ne.jp

自家用自動車有償旅客運送に係る運転者講習の実施について（通知）

標記の件について、下記のとおり講習会を開催しますので通知します。関係機関への周知方、またご参加の程宜しくお願い致します。

記

1. 日 時 平成 28 年 5 月 28 日 土曜 8 : 30 ~
2. 場 所 馬田コミュニティセンター 朝倉市馬田 1286 【研修室】 ☎0946-22-2140



地図ページのリンク URL を QR コードにしたものです。

3. 講習の種類 ○福祉有償運送運転者講習（一般講習）
4. 料金 一般講習・・・18000 円（本代、送料含む）
（この本は指定のもので一人一冊必ず購入となります。）
5. 持ってくるものや当日の服装・・・運転免許証、筆記具、ノート、確認票、運転者登録の許可証（コピー可・・・陸運局からもらった方のみ。もらってなければ不要）、当日は実習できる服装、昼食（弁当注文も可）、**受講生に必ずこの情報をお伝え下さい。（最近何も情報を聞かなかったという苦情の声を聞きます。）**
6. 申込書及び振り込み・・・NPO 法人にここプラットホームより、開催要領や申込書を FAX いたしますので、締切日までに申込書を送付して下さいとともに、期限までに振り込みされ振り込み証の控をファックス下さい。（注意：当日の欠席及び振込入金後の返金は、致しかねますのでご注意ください。）
7. 講習中のトラブルや事故等について・・・特定非営利活動法人にここプラットホームでは、一切の責任を負えませんので、心配な場合は各自保険に加入する等の措置を講じて下さい。
8. 問い合わせ先 特定非営利活動法人にここプラットホーム 事務局 立野 携帯 090-6428-0097 まで

馬田コミュニティセンター（馬田公民館）位置図

福祉有償運送運転者講習会とは

特定非営利活動法人にここプラットフォームが行う福祉有償運送運転者講習は、安全運転や交通事故対策について、訪問介護の移動支援事業者として長年にわたり培ってきたノウハウを注ぎ込んだ内容となっております。この研修会は受講修了後、国土交通省・福祉有償運送運転者講習の修了証が発行されます。※セダン等運転者講習も含まれます。

平成 18 年の道路運送法改定によって福祉有償移動サービス（法第 79 条に基づく自家用有償旅客運送）が認められました。法第 79 条では、運転者は国土交通大臣の認定する講習を受ける事が義務付けられた為、特定非営利活動法人にここプラットフォームでは国土交通省の認定を受け福祉有償運送運転者講習（セダン等含む）を随時開催しております。この講習は、NPO 団体などによる有償での福祉移動サービスや訪問介護事業者が行う要介護者等の送迎サービスに従事するヘルパーさん及び障がい者・児自立支援事業所の方々は 2 種免許が必要ですが、法改正によりドライバーの二種免許に替わる資格として扱われます。この講習受講者の声からは「今までは普通に運転をしていたが、改めて人を乗せて運転する怖さを再確認できた」「運転に対する意識を変えなくてはいけないと感じた」「”予測運転”という危険回避の大切さを感じた」「目視の必要性を再認識した」など多数の貴重な意見を頂きました。今までの運転の意識や認識ではいけない…と感じる方が多い結果となっております。

一方、施設介護事業者が行う要介護者等の送迎輸送（デイサービス・ショートステイ等、介護保険施設への送迎）については、自家用輸送として法第 79 条に基づく登録は義務付けられていません。しかし通達では、送迎専門の事業者への業務委託が望ましいと示していますが実態としては施設職員が送迎車を運転している現状があります。数は多くはありませんが、デイサービスの送迎中に運転者を含め利用者が死傷する交通事故が発生しています。事業者に禁錮三年の判決が出た事例も有ります。介護事業者にとって送迎時の事故予防対策は必須と考えます。上記の様な状況をふまえ、施設従事者向けにもこの福祉有償運送運転者講習プログラムの提供を実施したいと考えます。

i (有償運送)

第 78 条 自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

1. 災害のため緊急を要するとき。
2. 市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)、特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送(以下「自家用有償旅客運送」という。)を行うとき。
3. 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

【則】第 48 条、第 49 条、第 50 条

《全改》平 18 法 040

(登録)

第 79 条 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

詳しくは講習会ホームページ <http://nikopura.web.fc2.com/interest.htm> をご覧ください。

